

## 令和3年度山形県県外狩猟者登録取扱要領

他の都道府県から山形県内に入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いについては、以下のとおりとする。

### 1 狩猟者登録申請書等の送付先

〒990-0025 山形市あこや町三丁目15番40号 田代ビル内  
一般社団法人山形県猟友会  
電話：023-624-0382

### 2 提出書類等

- (1) 狩猟者登録申請書 1部
- (2) 狩猟者登録用として再交付を受けた狩猟免状又は（一社）大日本猟友会の会員である都道府県猟友会長が狩猟免許を有することを証明した書面 1部
- (3) 当該年度の（一社）大日本猟友会の共済事業の被共済者であることの証明書、あるいは損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることの証明書又は市町村長が発行した資産に関する証明書 1部
- (4) 写真 2枚
  - ・ 最近6か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmで、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。
  - ・ 狩猟免状の備考欄に眼鏡等使用と記載された者の場合は、眼鏡等を使用して撮影した写真とすること。
- (5) 狩猟税の軽減に関する書類（対象者のみ）
  - ① 都道府県民税の所得割を納付することを要しない方
    - ・ 都道府県民税の所得割を納付することを要しない旨の市町村の証明書
    - ※ 同一生計配偶者又は扶養親族に該当し、かつ農業・水産業又は林業に従事している者にあつては、市町村の証明書と農業・水産業又は林業に従事していることを明らかにした書面
  - ② 山形県内市町村の対象鳥獣捕獲員の方
    - ・ 対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書
    - ※ 市町村長が交付する対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書
  - ③ 許可区域に山形県内が含まれる有害鳥獣捕獲従事者の方（指定管理鳥獣等捕獲事業含む）
    - ・ 登録申請前1年以内に県内において有害鳥獣捕獲に従事したことを確認できる書類
    - ※ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）第9条第1項に係る許可証又は従事者証の写しに、従事年月日及び従事内容を記載したもの
  - ④ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者の方
    - ・ 鳥獣保護管理法施行規則第19条の9第1項に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し
    - ・ 鳥獣保護管理法施行規則様式第16の2に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書
    - ・ 登録申請前1年以内に山形県内における捕獲に関し交付された鳥獣保護管理法第9条第1項の許可に係る従事者証の写し
    - ・ 委託期間に登録申請前1年以内の日が含まれる山形県内で実施された委託契約書の写し

### 3 狩猟税、狩猟者登録手数料及び郵送料

#### (1) 狩猟税

種別	I 通常登録	II 有害鳥獣捕獲従事者	III 対象鳥獣捕獲員及び 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者
第一種銃猟	16,500 円 [11,000 円]	8,200 円 [5,500 円]	免除 ※登録手数料は必要
網猟又はわな猟	8,200 円 [5,500 円]	4,100 円 [2,700 円]	
第二種銃猟	5,500 円	2,700 円	

[ ] 本年度の県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、次のいずれかに該当する者

イ 同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない者

ロ 同一生計配偶者又は扶養親族に該当し、かつ農業・水産業又は林業に従事している者

ハ 本年度の県民税の所得割額の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者

(2) 狩猟者登録手数料 1,800 円

#### (3) 郵送料

狩猟者登録証及びその他の物品の送料として、520 円（レターパック代）を狩猟税等と一緒に納付すること。

ただし、一括申請の場合は、申請数により、登録証を除く物品は別途料金着払いの宅配便での送付となる。

### 4 納付方法

狩猟税及び狩猟者登録手数料は、現金書留又は下記の口座への口座振込により送金すること。

山形銀行 本店営業部 普通預金口座 NO. 0661678 口座名義 一般社団法人山形県猟友会
---

### 5 その他

(1) 受付期間は、令和3年9月24日以降、狩猟期間内までとする。ただし、10月20日以降に申請書が到着したものについては、初猟日までに狩猟者登録証の交付ができない場合がある。

(2) 一括申請の場合は、別紙様式の送付書を添付すること。

(3) 狩猟者登録証の当日交付は、原則として行わない。

(4) 申請書の不備（必要事項の記入もれ、証明印もれ等）により、登録証の交付ができない場合があるので、十分留意して提出すること。

(5) 申請者は、連絡先の電話番号を必ず記入すること。